

議案第 8 1 号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 9 月 1 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(山陽小野田市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 山陽小野田市職員の退職手当に関する条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）第 8 4 条第 2 項」を「厚生年金保険法（昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号）第 4 7 条第 2 項」に改める。

(山陽小野田市職員の再任用に関する条例の一部改正)

第 2 条 山陽小野田市職員の再任用に関する条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）附則第 1 8 条の 2 第 1 項第 1 号」を「厚生年金保険法（昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号）附則第 7 条の 3 第 1 項第 4 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第 8 1 号参考資料

山陽小野田市職員の退職手当に関する条例新旧対照表（第 1 条関係）

改正後	改正前
<p>（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第 3 条 （略）</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（<u>厚生年金保険法（昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号）第 4 7 条第 2 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第 2 項並びに第 5 条第 1 項及び第 2 項において同じ。）又は死亡によらず、かつ、第 8 条第 1 1 項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第 1 2 条第 1 項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第 2 8 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第 6 条の 4 第 3 項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)～(3) （略）</p>	<p>（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第 3 条 （略）</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（<u>地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）第 8 4 条第 2 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第 2 項並びに第 5 条第 1 項及び第 2 項において同じ。）又は死亡によらず、かつ、第 8 条第 1 1 項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第 1 2 条第 1 項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第 2 8 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第 6 条の 4 第 3 項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)～(3) （略）</p>

山陽小野田市職員の再任用に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前				
<p>附 則</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 <u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号</u>に規定する特定警察職員等のうち消防吏員である職員に対する次の表の左欄に掲げる期間における第4条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条中「65年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="271 807 1120 863"> <tr> <td data-bbox="271 807 696 863">（略）</td> <td data-bbox="696 807 1120 863">（略）</td> </tr> </table> <p>5 （略）</p>	（略）	（略）	<p>附 則</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 <u>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号</u>に規定する特定警察職員等のうち消防吏員である職員に対する次の表の左欄に掲げる期間における第4条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条中「65年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1182 807 2031 863"> <tr> <td data-bbox="1182 807 1608 863">（略）</td> <td data-bbox="1608 807 2031 863">（略）</td> </tr> </table> <p>5 （略）</p>	（略）	（略）
（略）	（略）				
（略）	（略）				